

財務定期監査結果報告  
〔事業所等〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	荻	阪	伸	秀
同	む	ら	の	誠
同	藤	本	浩	二

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した平成27年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

こども家庭局の保育所及び教育委員会の学校園における主として平成26年度執行の収入、支出及び財産管理事務について監査を行った。

こども家庭局	教育委員会
1 中野保育所	1 桂木小学校
2 やはた桜保育所	2 御影幼稚園
3 倉石保育所	3 清風幼稚園
4 みなと保育所	4 あづま幼稚園
5 宮本保育所	5 有野幼稚園
6 二宮保育所	6 からと幼稚園
7 神若保育所	7 すずかぜ幼稚園
8 羽坂保育所	8 八多幼稚園
9 本庄保育所	9 大沢幼稚園
	10 淡河好徳幼稚園
	11 西野幼稚園
	12 名谷あおぞら幼稚園
	13 たるみ幼稚園
	14 奥の池幼稚園
	15 多聞ひまわり幼稚園
	16 小束山幼稚園
	17 太山寺幼稚園
	18 櫛谷幼稚園
	19 木津幼稚園
	20 神出幼稚園
	21 岩岡幼稚園

## 2 監査の期間

平成27年4月1日 ~ 平成27年9月8日

## 3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 主な監査項目

### (1) 収入に関する事務

- ア 調定事務
- イ 納入通知事務
- ウ 収納事務
- エ 滞納整理事務

### (2) 支出に関する事務

- ア 支出決議事務
- イ 履行確認事務
- ウ 前渡金の管理，精算事務
- エ 新たな専決調達事務処理

### (3) 財産管理に関する事務

- ア 行政財産の目的外使用許可事務
- イ 物品の取得，管理及び処分事務
- ウ 準公金等の入出金出納簿，預金通帳等の保管

### (4) (1)~(3)に係る帳簿類の整備，記帳に関する事務

## 5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例があったので，今後，適正な事務処理に努められたい。

### 指 摘 事 項

#### (1) 収入に関する事務

収入に係る事務手続を適正に行うべきもの

- ア 保育所の開所祝い金3万円を準公金（外部団体現金・個人現金・実費徴収現金）として管

理し、現金で調達する消耗品の購入に充てている事例があった。

(やはた桜保育所)

市の公金とする手続をとられたい。

イ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度掛金は収納したとき領収証書を省略できるものとされているが、各保育所ではトラブル防止のため独自の様式の領収証書を発行している。(振興課)

会計規則に定める一般用の様式でない独自様式の領収証書は会計管理者の合議を経て定められたい。

## (2) 支出に関する事務

支出に係る事務手続を適正に行うべきもの

ア 支出命令書上、請求書受理日から 30 日を超えて支出されている事例があった。

(あづま幼稚園、からと幼稚園、八多幼稚園、大沢幼稚園、名谷あおぞら幼稚園、たるみ幼稚園、奥の池幼稚園、多聞ひまわり幼稚園、櫛谷幼稚園、木津幼稚園)

適正な事務処理を行われたい。

<例>

(件 名)	(請求書受理日)	(支払完了)	(金 額)
・ラジオカセットレコーダー	26.9.8	26.10.23	16,632 円
・せんたくのり他	27.1.30	27.3.17	39,197 円
・インクカートリッジ	27.2.10	27.3.17	41,635 円

[参考]

政府契約の支払遅延防止等に関する法律

支払の時期 その他の給付に対する対価 ... 適法な支払請求書を受けた日から 30 日以内

イ 前渡金支出について、精算手続きが行われていない事例があった。

(大沢幼稚園、名谷あおぞら幼稚園、櫛谷幼稚園)

適正な事務処理を行われたい。また学校会計システムを扱う学校整備課においても未精算の状況を関係幼稚園に周知して未精算のまま残らないようにされたい。

適正な時期に出金するべきもの

学校園運営費前渡金は、学校園において常時必要とする経費につき、資金前渡を利用して直接現金払をすることにより学校園事務の円滑化を図ることを目的としている。又、学校園運営

特別教育活動費は、地域との協調を図りながら学校園の円滑な運営を促すことを目的としている。その他に、緊急用務及び物品運搬の際にタクシーを借り上げることを目的とする緊急連絡タクシー代がある。

これまで職員による立替について毎年度指摘してきたが、当局においても年度当初に資金の振込があると直ちに現金化すべきことを年度当初の予算説明会や新任教頭研修など様々な機会での周知に努めており効果が見られる。件数は明らかに減少しているものの次のような改善を要する事例があった。

立替が生じないように、前渡金を適正な時期に出金されたい。

ア 学校園運営費前渡金が立替払となっている事例

(からと幼稚園，すずかぜ幼稚園)

イ 学校園運営特別教育活動費が立替払となっている事例

(大沢幼稚園，岩岡幼稚園)

### (3) 財産管理に関する事務

物品等の管理簿の管理を適正に行うべきもの

物品等の管理簿について、次のような改善を要する事例があった。

適正な事務処理を行われたい。

ア 備品の購入時に備品管理簿に登録していない事例があった。

(羽坂保育所，あづま幼稚園，からと幼稚園)

イ 事業系ごみ指定袋の管理簿について、物品管理者印が押印されていない事例があった。

(多聞ひまわり幼稚園)

準公金等の管理を適正に行うべきもの

幼稚園及び保育所において保護者から現金徴収している写真代等の準公金については、市立学校園準公費会計事務取扱要綱及び準公金会計処理要綱に、関係帳簿類(現金出納簿、徴収台帳、決算報告書等)の整備、預金口座での管理、所属長の決裁による支払が規定されているが、次のような改善を要する事例があった。

適正な事務処理を行われたい。

ア 要綱に定められた帳簿が備えられていない事例があった。

(大沢幼稚園，名谷あおぞら幼稚園，小束山幼稚園，  
八多幼稚園，たるみ幼稚園，淡河好徳幼稚園)

イ 領収証書について、要綱で定められた取扱いをしていない事例があった。

(大沢幼稚園、淡河好徳幼稚園、名谷あおぞら幼稚園、太山寺幼稚園、御影幼稚園、清風幼稚園、小束山幼稚園)

## 意 見

### (1) 保育所における賄材料の調達について

保育所における賄材料の調達は、1ヶ月分について発注先からの見積もり徴取のうえ保育所運営担当課長の決裁による発注予定書を作成して、発注予定書を発注先に送付することにより行っている。賄材料は数量が変わりやすく価格の変動する可能性が大きいうえに配達時間等に制約があるため、自治令第167条の2第2号競争入札に適しないものとして取り扱っている。

新たな専決調達事務処理に関するマニュアルでは、見積書を徴取できない場合はその理由を明記することとされているが、発注予定書の中には見積書が添付されていないのに理由等の明記されていない事例があった。特記事項欄等に理由を明記するべきである。

(振興課)

### (2) 公立保育所における公金取り扱いマニュアル及び準公金取り扱いマニュアルについて

保育所においては平成27年3月に策定された公金取り扱いマニュアル及び準公金取り扱いマニュアルに基づき現金取扱事務を行っているが、これらのマニュアルに調定状況や消込状況を管理するしくみが位置づけられていない。台帳を作成して調定状況や消込状況を管理している保育所もあるため、調定状況や消込状況を管理する規定を整備することによって統一かつ確実な事務処理を行われたい。

(振興課)